

銚田・大洗広域事務組合同規約

令和3年1月28日市町村指令第6号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、銚田・大洗広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は次の市町をもって組織する。

銚田市、大洗町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理の広域化計画、施設整備及び管理運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、銚田市造谷605番地3に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙)

第5条 組合に議会を置き、議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は5人とし、各市町の定数は次のとおりとする。

銚田市 3人

大洗町 2人

2 前項の組合議員は、各市町の議会において、その議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期及び補充)

第6条 組合議員の任期は、当該市町議会議員の任期とする。ただし、当該市町議会議員の資格を失ったときは、その職を失う。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町議会において、直ちに補欠の組合議員を選挙しなければならない。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

3 議長に事故があったとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第8条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、組合を組織する市町の長の互選により定め、副管理者は、管理者とならなかった市町の長をもって充てる。

3 管理者は、組合の事務を総理し、これを代表する。

4 副管理者は管理者を補佐し、管理者に事故があったとき、又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

5 管理者及び副管理者の任期は、当該市町の長の任期とする。ただし、当該市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合議会の同意を得て、管理者が組合議員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の任期とする。ただし、任期中に組合議員の資格を失ったときは、同時にその職を失う。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者が任免し、その定数は、条例で定める。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第12条 組合の経費は、国庫支出金、地方債、組合を組織する市町の負担金、使用料、手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の組合を組織する市町の負担金については、組合議会の議決を経て定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、組合に関し必要な事項は、組合議会の議決を経て管理者がこれを定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。